

業務名称：経費精算システムクラウドサービス 導入支援及び運用保守業務
(公示日：2022年4月18日) について、意見招請実施要項に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部長 (契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	調達仕様書 P3	1.6 システム導入スケジュール	カスタマイズを行う場合、要件定義からテストまでの行程を考えると、仕様書の導入期間(契約後6か月)は短いように見受けられます。導入期間を伸ばしていただくことは難しいでしょうか？ 希望：導入期間9ヶ月(内3ヶ月は検証/評価期間)	システム導入スケジュールは調達仕様書のとおりです。技術要件を満たす形で具体的なロードマップのご提示をお願いいたします。この際、ご質問の通り、JICAの想定する期間を超えることは妨げませんが、ご提案の技術要件と作業期間の合理性により評価いたします。 また、その期間内に収めるには、どのような内容になるかのご提案も受け付けます。 今回の意見招請を踏まえて技術要件の変更を検討していますので、今後、全体スケジュールの見直しの可能性も有ります。
2	調達仕様書 P13	7.2 事業者(または部門)としての所有資格及び実績	「自社または委託先と共同でクラウドサービスによる経費精算システムを受注した実績があること」と記載がございますが、「クラウドサービス」とは「ASPサービス」という認識でよろしいでしょうか？また、今回、経費精算システム(経費精算システムの旅費部分に特化したシステム)をカスタマイズすることにより導入を考慮しておりますが、経費精算システムの公的機関への導入実績があれば仕様書は満たしておりますでしょうか？	詳細なレベルでは「クラウドサービス」と「ASPサービス」の違いは承知しておりますが、今回の提案に当たっては同義と考慮して結構です。 類似システムの導入実績としてカウントしていただけて結構です。
3	調達仕様書 P16	第7.1 事業者としての入札参加要件	プライバシーマークの取得が入札の参加要件として挙げられていますが、弊社では2018年に外部認証取得の重複削減のため、プライバシーマークの更新を辞退し、ISO/IEC27001のみの更新としております。 上記の事情により、プライバシーマークの取得は現在しておりませんが、入札の参加は可能でしょうか。	必須要件としていましたが、ISO/IEC27001がプライバシーマークのどちらかを取得していることを入札の参加要件とすることを検討いたします。
4	調達仕様書 P13	7.1 事業者としての入札参加要件	応札者は事業者として「プライバシーマークを取得している」ことを要件とされておりますが、今回参加する事業者様ではプライバシーマークを取得されている企業は少ないと思われるため、参加事業者を増やすためにも、必須項目ではなく、任意(加点要素)の項目とするのが適切と考えっております。	回答No.3のとおりです。
5	調達仕様書 P6	(5) データ移行 CYDEEN(調達・契約管理システム)より抽出した条件データ(GSV形式)を移行する。 移行に先立ち移行計画(移行先、時期、移行条件等)を作成し提供すること。移行後に移行が確実に実行されたことを示す実施報告書を提示すること。	案件データの管理機能(以下3点)については、本来、経費精算システムで管理するデータではないと考えており、また別途アドオン開発によるコスト増大も懸念されることから、現行システム「CYDEEN(調達・契約管理システム)」にて対応される方が良くと考えております。 ・案件情報の表示、検索、ソート ・各案件の精算報告書の提出期限変更 ・案件に関する各種お知らせメールの自動送信	今回、案件情報(案件名や契約金額)をGSVで取り込みます。その後、案件名毎に受注者が経費データ(領収書等)を登録・申請します。これら事前に取り込んだ案件情報(案件名や契約金額)と受注者の入力した経費データ(領収書等)を照合できることを要件として設定するため、案件情報の事前取り込みも必須です。 また、上記の通り、案件毎に経費の登録申請、契約金額との照合を行うため、案件情報に基づいて当該案件を検索、ソートする機能は必須と考えております。 以下については、任意要件として検討します。 ・各案件の精算報告書の提出期限変更 ・案件に関する各種お知らせメールの自動送信
6	要件定義書 P15	3.1 システム概要図		
7	要件定義書 P7-8	・差戻しの際のコメント機能(1細目毎)があること。 また、フラグ等でコメントされた細目が画面上で分かる機能があること。	差戻しの際のコメントは、細分化することによる確認漏れが懸念されることから、1細目毎でなく、申請単位でのコメントの方が良いと考えております。	申請単位でのコメントと、細目毎のコメント欄は、必須要件として想定しています。
8	要件定義書 P7	受注者は登録済みの各経費データをもとに申請に必要な帳票類をレポート機能などを使用して作成、確認	「申請に必要な帳票類をレポート機能などを使用して作成、確認」とありますが、申請に必要な項目は全て経費精算システム画面から入力し、承認できることから、帳票を廃止し、ペーパーレスな運用とすることで業務効率化を図るべきと考えております。	帳票類については、機構内の制度上必要となるものを設定しておりますので、ご提案の際には対応可否を提案いただくように願います。ご提案を踏まえペーパーレスは、今後検討していきます。
9	要件定義書 P14	業務フロー中の差戻し	業務フロー中の差戻しのご要件について、「一つ前の承認者に戻す」となっておりますが、経費精算システムでは、一般的に「申請者まで戻す」となっており、このことを考慮した差戻しにご検討頂く必要があると考えております。	今回、1企業内の申請・承認だけでなく、JICAと受注企業の2企業を跨ぐフローになりますので、JICAからいきなり受注者の申請者に戻すことは避けたいと考えており、差戻先について任意に設定できることを想定しています。
10	要件定義書 P16	ユーザ管理	ユーザ管理については、画面からのメンテナンスだけでなく、人事システムや会計システムからマスタ情報を連携し、自動的に従業員情報や組織情報、承認者情報の登録、変更、削除を可能とすることで、運用業務の効率化ができるかと考えておりますので、ご検討の上、要件として追加頂く方が良く考えております。	今回の要件は連携まで考えておりません。サポートによる手作業(リスト等の元データはエクセルで作成)を考えております。また、連携については今後の検討事項といたします。
11	要件定義書 P17	同じ案件を同時に複数ユーザで並行して入力することが可能なこと	「同じ案件を同時に複数ユーザで並行して入力する」とは、同じ案件に携わる複数の方が入力する細目を役割分担し、経費精算を入力する運用と想定しております。ただし、この際に同時アクセスし、入力することは、保存タイミングによっては、入力内容が後に保存したユーザの情報で書き換えされてしまう可能性があることから、同時アクセスを示す「同時に」という条件の記載は削除された方が良く考えております。 なお、同案件を細目別に分けて申請する運用の場合、経費精算件数が増え、経費精算クラウドサービス利用料が変動するため、こちらも考慮し、運用を検討頂く必要があります。	同時入力については、要件から外すことを検討いたします。
12	要件定義書 P19	・外部作成した帳票データ(excelやGSV形式)を読み込み、入力項目の一括登録(入力)が可能であること(例えば別表、出力帳票一覧(案)の様式 3-2~11の形式を使用して手入力で作成したものを読み込むと経費の申請データを一括で登録できるなど)	受注者が作成した「様式 3-2~11」帳票のデータ活用を想定されていると考えますが、ExcelやGSVファイルの読み込みにおける必須項目の未入力エラーや存在しないコードの入力によるエラーが発生した場合に、別途エラー原因の特定や対応という作業が発生し、業務が非効率になる懸念があると考えます。画面からの入力を軽減できる機能開発を行うことで、データ活用が可能と考えるべきと考えておりますので、ご検討の上、要件として追加頂く方が良く考えております。	外部作成した帳票データを読み込み/一括登録機能については、必要と想定して設定しておりますので、ご提案の際には対応可否を提案いただくように願います。
13	要件定義書 P19	「1細目の入力毎に証憑を添付(証憑ファイルのアップロード)できること ・1細目毎に10MB以上 ・1案件では1GB以上	経費精算システムでは税制上、必要となる証憑の添付のみを主体としているため、それ以外の各資料等の格納は、ファイルサーバ等で案件毎に共有フォルダを作成し、格納先情報を経費精算システムにおいて入力する運用を検討すべきと考えております。	JICA側で精算に必要な書類について一式システム上で確認できる運用を想定しております。外部格納については今後の検討事項といたします。
14	要件定義書 P22	他システムの連携	経費精算システムにて入力、承認された情報を利用して、受注者へのFB(ファームバンク)の振込ファイル)や会計システムへ連携する仕訳データを自動で作成することで運用業務の効率化ができるかと考えておりますので、ご検討の上、要件として追加頂く方が良く考えております。	会計システムへの連携は想定しておりません。
15	要件定義書 P22	61.62 予算管理について	【質問】 今回、経費精算データは既定様式でのアウトプットまで、貴法人の財務会計システムとの連携等は考えていないという認識でよろしいでしょうか？	回答No.14のとおりです。
16	要件定義書 P22	64 保存期間・閲覧期間	【質問】 「保存期間は10年間を目安とし」と記載がありますが、こちらはあくまで契約期間中の話であり、10年経過後に解約が終了した場合は、データを貴法人に返却し、弊社環境は消去という認識でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
17	要件定義書 P23	3.2.1 機能一覧表 2-2 機能要件一覧(自動チェック項目 詳細) No.2	添付ファイルがなく、証憑無し事由にコメントがあっても証憑添付がない場合にアラートとなっているが、合意準備項目は毎回理由を記載しなくてはならないので、合意準備項目については、最初から選択できるようにしたい。	頂いたコメントを踏まえ本公告までに検討いたします。
18	要件定義書 P23	3.2.1 機能一覧表 2-2 機能要件一覧(自動チェック項目 詳細) No.4	経路変更・航空会社の変更・変更手数料・差額負担のいずれかが発生しているが、コメントがない場合にアラートとなっているが、航空会社変更は理由不要のはず。また経路変更はシステムがチェックのルートと契約ルートを比較して変更を判断するの。その場合、現在コンサルの旨に異なる変更は経路変更とはみなされないに理由を必要とされている場合ではないか。あるいはルート変更の有無は受注者が入力するものであれば問題ないか。	頂いたコメントを踏まえ本公告までに検討いたします。
19	要件定義書 P24	3.2.1 機能一覧表 2-2 機能要件一覧(自動チェック項目 詳細) No.6	契約額より航空費が高額な場合でコメント欄が空欄の場合に理由記載を促すアラートとあるが、運航コストの契約額を超えても全体航空費の合計額に取まれば理由は不要なのでこのアラートは不要ではないか。	頂いたコメントを踏まえ本公告までに検討いたします。
20	要件定義書 P24	3.2.1 機能一覧表 2-2 機能要件一覧(自動チェック項目 詳細) No.13	消耗品費の単価が5万円以上の場合消耗品として扱えない旨のアラートということだが、機材ガイドラインには「1件の取得単価が5万円以上かつ使用可能期間が1年未満のものは消耗品として計上することが可能」との記載がある。5万円以上だが消耗品として扱う理由を記載する欄を設け、理由の記載がない場合にアラートとすべきではないか。	頂いたコメントを踏まえ本公告までに検討いたします。
21	要件定義書 P25	3.2.1 機能一覧表 2-2 機能要件一覧(自動チェック項目 詳細) No.14	送金額が100万円以上の場合打合簿を添付するようになるとのアラートだが、送金額100万円以上なら打合簿なしで送金手数料は認められるはずなので100万円以下の送金で手数料を計上している場合に打合簿がなければアラートということか。また2022年4月のガイドライン改訂で送金手数料の合計が5万円を超えれば請求可能となったのでアラート内容を修正すべきではないか。	頂いたコメントを踏まえ本公告までに検討いたします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
22	要件定義書 P28	3. 3. 2 経費申請時の入出力項目 想定一覧表7 データ項目：航空賃、旅費 (その他) No. 5～7	現地業務期間の入力は出発日と帰国日から日数を自動計算となっているが、中抜けした場合や現地渡航中に飛び飛びで従事する場合の記載方法として手入力も可能としていただきたい。	頂いたコメントを踏まえ本公告までに検討いたします。
23	要件定義書 P28	3. 3. 2 経費申請時の入出力項目 想定一覧表7 データ項目：航空賃、旅費 (その他) No. 10	航空賃の算出で、変更、買い直し、払戻などが生じた場合、加算は可能だが払い戻しのマイナスはできるのか確認いただきたい。	マイナス計上については可能であることを要件として設定します。
24	要件定義書 P29	3. 3. 2 経費申請時の入出力項目 想定一覧表9 データ項目：一般業務費 No. 4	現地航空賃について、上記通番7と同様に変更、払戻が発生した場合マイナス計上が可能か確認いただきたい。	回答No. 23のとおりです。
25	要件定義書 P34	4.1.3 アクセシビリティに関する要件	【意見】 「障害者差別解消法」に対して配慮されていること。」と記載がございますが、どこまで対応されていれば要件を満たすのか、明確に記載いただければと思います。	このシステムを使用する上での障害者への配慮されている内容があれば記載ください（視覚障害者への配慮として音声読み上げ対応など）。
26	要件定義書 P41	2 ヘルプデスク及び運用サポート等	【質問】 弊社窓口の問合せ方法がメール及び電話となっており、チャットでの問い合わせを行っていませんが、仕様を満たしておりますでしょうか？	口頭と文面での問い合わせ方法があれば、電話とメールのみで問題ありません。
27	-	-	弊社システムでの対応可能かの判断のため、JICA様での運用のイメージ等と弊社での認識に齟齬がないかを確認するためにも、個別でヒアリングの機会を頂きたいと存じます。上記の機会を頂くことは可能でしょうか。	個別ヒアリングは予定しておりません。今後、業務説明会の開催を予定しておりますので、必要であれば参加ください。
28	-	-	通番7、11にて記載する、経費精算システムへのマスタ情報の連携や仕訳データ、FBデータの作成、会計システムへの連携を実現するために、データ連携基盤の構築が必要と考えておりますので、ご検討の上、要件として追記頂く方が良いと考えております。	回答No. 14のとおりです。